

第1回熊本市歴史まちづくり協議会 議事録

【日 時】 平成30年8月21日（火）午後2：00～4：00

【場 所】 熊本市役所別館（自転車駐車場8階大会議室）

【出席者】 全9名中7名出席 ※以下、敬称略

委員

猪飼 隆明（会長）
伊東 龍一（副会長）
鄭 一止
村崎 孝弘（岡村 郷司の代理者）
上村 元三
宮本 茂史
吉村 圭四郎

オブザーバー

岩井 創

- 【次 第】
- 1 開会
 - 2 挨拶（熊本市）
 - 3 委嘱状交付
 - 4 委員及び事務局の紹介
 - 5 会長及び副会長の選任
 - 6 議事
 - （1）歴史的風致維持向上計画の概要
 - （2）計画策定の背景と目的
 - （3）歴史的風致形成の背景
 - （4）維持向上すべき歴史的風致
 - 7 その他
 - 8 閉会

- 【配布資料】
- ・会議次第
 - ・委員名簿
 - ・議事資料
 - ・歴史まちづくりパンフレット
 - ・熊本市歴史まちづくり協議会運営要綱
 - ・熊本市歴史まちづくり協議会傍聴要領

<議事概要>

事務局：

議事（１）（２）（３）について説明。

猪飼会長：

これまでの事務局からのご報告に関わって、ご質問とか疑問等ありましたら少し出して頂きたいと思います。最初の歴史的風致であるとか基本的な考え方そのものについては、とりわけ問題にするようなことはありませんか。

伊東委員：

これからのご説明の中で具体的な重点区域というのがご紹介されると思うのですが、最初の方の計画の策定と背景という所で、「歴史的な町並みの再生が必要と判断」されると上から四段目の所に書いてありますが、その下に「熊本城の復旧とあわせ城下町としての町並みの維持継承されていくため」と書いてあるのですけれども、必ずしも城下町だけではないのだろうという風な気がします。

猪飼会長：

この点はのでしょうか。熊本市域となると城下町と城下町以外の、いわゆる昔でいったら手永地域というこれが入っているというわけですが、伊東委員が言われるように、城下町と限定しないで。とりわけ今回の場合、城下町の破損というか町屋が壊れたりですね、しかも伝統的な家業、職業と一緒に潰れてしまうという深刻な事態になっているので、保存という場合にどこまでを範囲の中に入れるのかというのは、大きな問題になるかと思います。視野の中には、伝統的職業とかそういうものもあつた方がいいと思いますけども、特にある種の運動体というものと一緒だと言われているので、そういう感じはありますね。この点でもいいですし、その他でもどうですか。

事務局（開発景観課）：

今の伊東委員のご指摘ですが、歴史まちづくり法のパンフレット参考資料の２ページ目になりますが、今言われました通り、城下町だけに限定するような考え方ではないということで、ここに３例ほど示してありますが、例えば宿場町とか重要文化財を中心としたということで、テーマは別に城下町に限るということではございませんということで説明をさせて頂ければと思います。

猪飼会長：

この点に関してはそういう事でいいですね。熊本の場合は、近世以降、五カ町とか、そういう形で特別な計らいを受けて役割を演じてきた所がありますから、歴史的な役割との関係でものを見る、地域を見ると、そういうことですね。他にはどうですか。

宮本委員：

一新校区代表をさせていただきます宮本です。よろしく申し上げます。12ページの制度の仕組みというか、この歴まち法という法律で何ができるのかとか、その位置づけの部分ですけれども、先ほど12ページに記載がある左側の3つのような計画が今回の歴まち法の流れに沿っているというご説明がありました。おそらくこれ以外にも熊本市の政策としてはもちろん数えきれないくらい沢山あると思うのですけれども、今回の歴史的町並み整備の政策がどれぐらいの優先順位にあるものなのか、例えば新町古町あたりは中心市街地活性化の地域になっていて、今

マンション等もどんどん増えているような状況にあると思うのですが、ルールとして今回また歴史的な町並みを整備していくという状況と、それを知ってか知らずか、他の法律、整備が重なっているような場合に、どちらを市としては優先していくような形になるのかという、その位置づけを教えてください。

事務局（開発景観課）：

12ページの左の方の総合計画とか都市計画マスタープランとか景観計画というのは基本的には重点的な計画といいますか、熊本市の基本的な考え方を示した総合的な計画になってきますので、そこに階という形ではないのですが、その中で歴史的風致維持向上計画というのを位置付けたいという風に思っております、逆に中心市街地活性化基本計画も横並びの形になるのかなと思っております、どれを優先するとかそういうことはないと思いますが、いずれにしても事業を抽出していくなかでは、そことの整合を図っていかなければならないかなと思っておりますので、それが今後の作業として出てくるというイメージを持っております。特に重点区域は、次の法定協議会の中でどう議論していくかという事がございますので、そのエリアと中心市街地活性化基本計画のエリアが一致するかどうかというのも、この場ではちょっとお答えできないですが、そういったものはきちっと整合を図っていくという風にご理解頂ければと思います。

宮本委員：

ありがとうございます。せっかく今回こうやって制度を整備していくにあたって、これが実際に効力をもって熊本市全域が全国に対して歴史的な町並みを整備していきますよという宣言をするような位置づけになると思いますので、例えば、京都であったりいろんな目標に向かってさらに追い越すぐらいの気持ちで、熊本を胸張って自慢していけるくらいの歴史の背景を押していけるのだろうかという風に感じました。せっかく動くのであれば、歴史というのはその土地それぞれの個別の風土ですので、どちらが勝った負けたではないと思うのですが、熊本はすごいとばいと言っていけるくらいに、今回のこの動きがきっかけになればいいという風に思っています。以上です。ありがとうございます。

猪飼会長：

具体的なものが出来た時に判断しなくてはならないということですかね、基本的な点では。私の方で少し気になるのは、建造物も活動も共に50年という歴史をもっているのが前提となっていますよね。一方でこの2年前の地震でやられて、それで復興しなくてはならないテーマとの間との整合性といいますか、その辺りは何か考えている所が事務局としてはあるのですか。

事務局（開発景観課）：

的確な回答になるかどうかはあるのですが、そもそも通称歴史まちづくり法というのが、災害対応でできた計画ではないので、その辺の整合については課題という風に認識しております。いずれにしても歴史的風致であるとか重点区域を定めるにしても、そこに50年以上の建造物がないと核になるものがないといけないと定義されていますので、地震によってそれ自体が無くなってしまったらどうするのかというのは、なかなか難しいものがあるかとは思いますが、ただいずれにしても、少しでもそういったものが残っていれば、それを核とした市街地の中で、具体的な事業としては歴史的風致形成建造物という指定は必要なのですが、復元という項目も一つの支援策として出てきますので、そういう意味では活用できるのかなと考えている所でござ

います。

猪飼会長：

そうですね。先ほど説明がありました11ページの計画策定の背景と目的という所で、最初に被災の話が出てきましたので、ここの整合性はなかなか難しいなと思いながら話をお聞きしていたのですが、これもやっぱり計画策定という意味では、具体的なテーマが出てきてそれについてどうするかという所での話でしょうかね。

鄭委員：

引き続きになるかと思うのですが、会長がおっしゃる通りかなり厳しい基準になっている気もしてまして。つまりハードウェアとソフトウェアそれぞれが50年以上経たないといけない。特に、建物はぼつぼつあると思うのですが、人の活動が50年続くのは、やはりすごいというかしんどいというか、かなり厳しい基準かなとずっと感じております。例えば具体的に、今後そういう話が出てくると思うのですが、古町の銀行通り、そういう物語がハードとしてはきっちり残っているにもかかわらず、関連活動がないともいえる、というようなものがかなりある中で、そういうのが拾えないのがかなり悲しいというか、無理ですかねという質問もしたくなりますね。

伊東委員：

委員の方々の話を伺っていてそうだなと、やっぱり良い町並みはできる限り救いたいというのがベースにあるものですから。今回は歴まち法の重点区域でなんとかしようということですが、歴まち法に適合しない50年経っていない活動とか建造物とか、建造物以外のものでもそうですが、それを救うような、国にはお願いするところはお願いしますが、市独自を守っていくような仕組みとか、それから重点区域もここまで決めてその範囲内をやるわけですが、その外側に一步出たらもう駄目なのかというのではなくてバッファゾーンみたいなものを設定して、伝統的建造物群保存地区なんかではあちこち市が独自でやっているような事なので、少しその周辺も守っていくというか、熊本市として国の補助を受ける部分以外の所でも大事だと思う所やぜひ守りたいという所を示せばよいなと思いました。

猪飼会長：

解決の方法はそういう方向でしょうね。

事務局（開発景観課）：

歴史的風致維持向上計画を国から認定頂くことでいろんな支援を頂けることが熊本市としてメリットがあるのですが、今言われました歴まち法の定義でどうしても乗らないいろんなソフト事業が今後その議論をしていくなかで出てくると思いますので、そのことについて今の段階で、市の財政当局とも打合せをしないとしないのですが、そういった予算措置ができるかどうかは当然検討していかなければいけないと思いますし、文化振興課も事務局でございますので、他の手法でできないかなど、そういう所は検討すべきという認識は持っております。

猪飼会長：

わかりました。他にどうですか。

上村委員：

こういうのは割と初めてなのでいろいろ勉強させて頂いているのですが、地域の建物とか人に関するものがあつたら、今度は人間の問題でその方々の持っている心の部分を説得して、

そういうのをしなければいけないのかなという風に感じました。今日はただ、歴史的風致維持向上計画を知るという所の段階なのかなと思いました。また、その段階がきたら現実的な事を伝えられるようになればいいかなと思っております。

猪飼会長：

はい。ありがとうございました。それでは先に進めましょうか。

事務局：

議事（4）について説明。

猪飼会長：

具体的な7つの歴史的風致の提起とそれから追加で3つ挙げて頂きましたが、どうでしょうか。どういう議論をしてよいかピンときませんが、歴史的風致の挙げるべき数というのは特に決まっていなくて、必要があれば必要なだけということでしょうか。

事務局（開発景観課）：

規定はないので、歴史的風致という位置づけがあれば、挙げることはよいかと思います。ただ今後その中で重点区域をどうするかというのはまた次の議論として出てくるかと思っています。

猪飼会長：

わかりました。それでは、せっかくですから具体的な提起がありましたし、少しご意見を頂ければと思いますが、どうでしょうか。

伊東委員：

今回、こういう歴まち法で守ると言った時にお金が出るのは重点区域に対してお金がでるのだというようなことで、重点区域というのは、例えば国の史跡だとか重要文化財とかを核に持っていて、その周辺の地域が重点区域になる要件、そういう文化財がちゃんとあるというような事だと思います。今日、報告頂いた7つの歴史的風致、さらに追加の守るべき歴史的風致があるのだというお話ですが、実際には重点区域になりうるものは限られるのかなという風に思っておりましたが、そうでもないのでしょうか。うまいことエリアの設定等でできるだけ守れる方向にいければよいのですが。あるいは先ほど申し上げましたように、国に頼らず市が独自に重要なものは守っていこうということで、核がない地域についても守っていこうということがあるならば、それはそれで素晴らしい事だなと思うのですが。いかがでございましょうか。

猪飼会長：

この点で同じようなご意見があればどうでしょうか。

例えば熊本市で歴史的風致をいくつか設定して国に出しますよね。それで、国は出された具体的な地域について検討するということがあるのでしょうか。そうではなく、言われたものについては国としては了解したということで行くのでしょうか。

事務局（開発景観課）：

基本的には市町村が策定することになりますので、重点区域の設定についても市が考えるという形になっていきます。重点区域に設定することは、この計画期間10年間の中で重点的に公共投資とかまちづくり活動の支援とかそういったものを行っていきまうという意志表示になると認識しております。だから今挙げた7プラス3箇所の中の10箇所全てをやることは現実難しいと思っておりますし、重点区域の設定の条件によって、今回の10年計画の中にはちょっと入れられないという形になるかと思っております。ただ歴史的風致維持向上計画については、平成20年に法

律ができて既にその時に定められた所については、もう 10 年経過して次の見直しの時期に入っている自治体も多いので、その辺は段階的にやっていく形になるかと思えます。それでも先ほど言いました通り、50 年とかそういう定義の中でどうにもできないけれども、非常に熊本市として大事だと言われるものについては、国の支援ではなくて熊本市としてどうやっていくかという事の課題整理をしておくことが今回重要ななと思っているところです。

猪飼会長：

わかりました。具体的な中身に関わってご意見はありますか。

上村委員：

古町地区から来ております上村といいます、これを何か深く掘り下げるといえるのか、たまたま私はここに参加しているのでそういう意見を言えるということなんですけど、自分たちの所も白梅天満宮のお祭りがあつたり、小さな閻魔祭り、閻魔さんの掛け軸をしてというのが、小さい頃からあつたりとか、元々商売屋の地域だったので恵比寿祭りといつて 10 月になると、うちも元は金物屋でお客さんと呼んで接待するとか、それは今ちょっと途絶えてはいるんですけど、地域で残った商売屋でやっていたりする。そういったことを歴史的風致の要素としてプラスしていくのかどうなのか。あともうひとつは、割と神社のお祭りとかが多いかと思えますけども、サポートというのは、何がどういふサポートなのか。神社には、なかなか市があまりサポートなどはできないような話を聞いていたのですが、そういう所はどうなるのでしょうか。

事務局（開発景観課）：

私共としても、他都市でやられている事例という形でのご紹介しかできないのですが、寺社の祭礼などの年中行事に対する支援であるとか、伝統工芸とか伝統文化に対する活動の支援であるとか、諸々のソフト的な支援策が謳われていますので、例えば古町地区における核になる施設をとりまくなかで、そういった活動も必要だということであれば、補助のあり方がどうかというのはあるとは思いますが、その活動に関する支援策ということで事業メニューとして挙げることは可能かなと考えております。いずれにしてもメインとなる事業が何かあつて、そこに補完するような位置づけになる可能性は高いとは思いますが、そういう形になるのかなと思っております。

上村委員：

徐々に理解していこうかと思っております。ありがとうございます。

吉村委員：

ご説明を聞いていると、今何かをやるという事ではなくて、こういう計画をつくつて、それ全部に予算を付けるという話でもなくて、要はその中の項目について今後必要に応じて、国の援助をもらいながら予算をつくつていくと、どうもそういうお話のようで、今やっていることに全部予算を付ける話ではないと解釈しました。それとは別に、ひとつだけお願いがありますが、実は出水神社の場合もそうなのですが、特に藤崎宮の場合はですね、能楽の奉納が、熊本は非常に能楽が残っている、昔からするとだいたい盛んとはもう言えなくなっていますけど、それでもかなり残っている地域で、金春、喜多に代表される、ふたつの流派が非常に熊本の重要な拠点になっております。藤崎の奉納は今でもやっておられる。文献で 400 年ぐらい遡れる、続いている行事ですし、それから出水神社はいつからかわかりませんが、薪能も少なくとも 50 年はやっておられます。そういう形で、歴史的風致維持向上計画に書いてあることが、やっぱ

り何かの時には、その援助なり何なるのためになると思いますので、能楽に関して、少なくとも出水神社は薪能が奉納されているし、藤崎宮では大々的に 400 年来のものが続いていますので、一言はやっぱり能楽に関して残して頂ければありがたいと思います。

猪飼会長：

これは内容上の話ですよ。これはもうできるでしょうね。

それと①城下町の祭礼等にみる～の所ですけど、この歴史的風致の範囲は城下町域の全体が入っているわけではないのですね。

事務局（文化振興課）：

入っていません。

猪飼会長：

例えば新屋敷なんていうのは幕末ですけど城下町には入りますから。これは違うんですね。

伊東委員：

今お話がありました猪飼会長の①城下町の祭礼等にみる歴史的風致という所で、確かに城下町の全域が入っていないくて、お寺が随分西の方に沢山があるのが全部除かれているのかなという気もしたのですけれども。先ほどの事務局のご説明で歴史的風致としてこの祭礼等にみるというのがお話しされたのですが、元々歴史的風致というのが建造物等のその環境的なものも含んでいるのであるならば、“追加で古町を”とおっしゃられたことの意味がよくわからなかったのですが、元々古町のそういう一町一寺という情報も一緒に入ったものが歴史的風致なのではないかなと思いました。ですから「祭礼にみる」というのではなくて一体になったものが歴史的風致として出てくるべきではないかなと思いました。それがひとつ。歴史的風致ということであるならば、一町一寺もそうですけど、城下町の町人地に相当するやつとか、武家地みたいな所、それと寺町みたいな所とか、そういうものがセットであってもよさそうで、建造物だけではなくて、正方形街区であって、その道幅が 2 間だとか 2 間半だとかというのは割と熊本ではよく残っていると思うのですね、その道幅の問題も含めて、あるいは橋であるとか、そういうようなものがトータルでまちの構造も保存すべきものではないかなと、城下町として保存すべきものではないかなという気がしました。

事務局（文化振興課）：

今回の歴史的風致の範囲の設定で、定義の部分にもなるのですけれども、そういった町並みであるとか建造物が残っている部分は確かにある事はわかっているのですが、そういったものが活動と一体となって残っている範囲を設定していこうとすると、どうしても範囲の設定が難しい部分があります。今この黄色の線で示している、例えば一番北の方の池田屋醤油店さんですけれども、こういったものを挙げてはおりますが、実際にここを含んで行われる活動が何かあるのかと言われた時に正直ぱっとは出てこない部分があります。なので、この 1 番で設定しているものにつきましては、活動、いわゆる藤崎八幡宮例大祭の随兵、外に見えるような活動がある範囲というのを中心に考えております。この風致の範囲なども国との協議中になりますし、またこういった中でさらに重点区域をどう設定するのかということも考えられます。そういったものの考え方にもよりますけれども、この範囲自体が国との協議の中でどういう風に設定されていくのが正直わからない部分もあります。ですので、藤崎八幡宮の例大祭のルートでひとつ風致の範囲を中心に考えて、加えてこの古町の方も風致の範囲として考えていった方が

良いのかなと。それで、歴史的風致が重なる部分というのがあって、こういったものを中心に重点区域ができてくるのかなという所で、この一町一寺というのもひとつ考えている所です。

猪飼会長：

やはり活動の位置付けが難しいですね。これは法的にはクリアしているのですか。例えば祭礼とか寺社が行う祭りだとか、神道分離以降、割合デリケートな問題を含んでいると思うのですが、祭礼というのは信仰なのか何なのかというのは。昔、「神道は祭典の古俗」だとした久米邦武が断罪され、結局宗教的行為なのだと言われたことがあります。そういった意味では歴まちの問題でいえばクリアされているんですね。そうであれば藤崎宮の例大祭にしても古町の小さな神社の祭礼にしても、実際は割合楽な議論なんですけどね。

事務局（文化振興課）：

実は私共がいろいろ歴史的建造物の補助をさせて頂くような時も政教分離の事とか、その原則との兼ね合いでここに補助ができるのか否かというのは正直迷います。そこで例えばですが、地震からの復興に際しても、政教分離よりも地域コミュニティに資するというような理屈で別の部局で支援している例もありますし、県の復興基金を使っている例もございます。確かに今回、宗教的な行為のような事も祭礼とかも十分考えなければなりませんけども、歴史的風致あるいは地域活動に寄与しているかどうかという観点も強く考えなければなりませんので、そっちの方でクリアできないかなという思いはあります。

それとさっき伊東委員もおっしゃったように実は、黄色の区域は設定しておりますけど、この区域の設定は大変難しくですね、何をもって点々を引くのかというのはかなり難しいです。例えば活動にも濃淡がありますし、そこはずっと祭りでまわって歩くとか、ずっと行われている活動が認められるとか、一個一個理屈を付けてですね、よってこのエリアだということはもう少し絞って自分たちも整理していかなければと思っていますところなんです。

上村委員：

ひとつ追加ということで、新町の方は藤崎宮、古町の方は北岡神社というまた古い神社がありまして、私たちはその氏子で、新町の方は藤崎さんの氏子で、それがよく行き交っていたのが昔だったと聞くんですけども。北岡さんも私も商栄会としていろいろお手伝いしているのですが、地震前くらいからまた御神輿を作り変えて、歩道を歩くということで駅よりちょっと向こうの二本木から五福校区まで小さな行列を始めています。道を通行止めしているようなことはないんですけども、ただずっとその祇園祭はあったと思います。そういう動きの流れというの、歴史的風致の活動には入らないですけども、まあそれぐらいの地域の両方の神社があってというような範囲になって頂ければ助かるかなと思いました。

事務局（文化振興課）：

上村委員がおっしゃった北岡神社のお祭りにつきましても、取材、調査させて頂いております。一町一字という括りの中で活動として取り上げていきたいなと思っています。

鄭委員：

歴まち法の基準に満たないなど、改めて非常に難しいなどは思いつつ、吉村委員がおっしゃっていたようになるべく点としての建物だったり、活動、つまり50年経っていなくても拾って、情報としてだけでも可能であれば載せた方がいいのではないかなという思いがあります。例えば銀行、プリアリィさんとか、ちゃんと国の登録文化財までマップに拾って下さっているとは思

うのですが、実際本文にはこれから情報を載せるのですか。

事務局（文化振興課）：

これから掲載していく予定です。

猪飼会長：

地域の設定と設定理由になる活動だとか建物だとかはこれから具体的な形として提起されると思いますので、これは改めて議論することにしたと思いますが。原則的なことでもう少し議論があるようでしたら意見を出してください。

宮本委員：

全体的なことで、10の歴史的風致の情報を挙げて頂いていますが、本当にこれだけしかないというのは確実なのでしょうか。というのは、もし公に情報を出して、自分たちの地域でもやっているのがあるよという声が上がってくるのも、もし把握できないのであれば、今後拾っていくシステムも必要になってくるかなとも思いますし、ぜひ市民の皆さんから、こういうことをやっているのであれば情報提供をお願いしたいという形で、より制度自体をその落ちが無いようにしていく必要もあるのではないかと思います。今のこの10個というのは、文化振興課さんの方で把握されている範囲だということで、どういう選定の範囲であると認識したらよいでしょうか。

事務局（文化振興課）：

今回の歴史的風致を挙げた手順としましては、文化振興課の職員でまず出したのと、あわせて庁内の各区役所等にも照会をかけております。そのなかで情報を頂いて、なおかつ条件に合うもので基本的に作成をしているところです。ただ全市的に市民の方に照会をかけているわけではないので、当然宮本委員がおっしゃるようなこういう事もあるよという所が出てくる可能性はなくはないと思うのですが、実際今挙げている歴史的風致につきましても、建造物等はある程度皆さん思い浮かぶものがあるんだけど、そこに合わせて活動というものがなかなかマッチしてこない、なかなか苦しい所があるのが実情で、今実際具体的に挙げているものも最終的に残るかどうかもまだはっきりわかっていない状況でもあります。状況としては今そういう状況であります。

事務局（文化振興課）：

確かになぜ歴史的風致が7つだけかとか、3つプラスしても合計10。実は市内には随所に祭りとか伝統芸能とかがあります。その中でどこを選ぶかというのは、やはり50年という一つの基準もありますし、その活動と、ハードとソフトが交わりあうような所を知恵を絞っているいろいろ庁内リサーチをしたり色々探してですね、7つこういうものかなあと思った所が、今ぎりぎり絞り込んだ所ではあります。ただ確かに色々もっと周知されたり、地元の方からすればこれがあったのにとというのが、ないこともないので、それはいろんな場面で、この会議もそうですし、追加というのが出てくれば随時提案することは可能だと思います。いったん作ればもちろん計画ですから、それは軽々に変えることは難しいかもしれませんが、他都市におきましては、そういう追加という事例もあるように聞いていますので、より適切になるように拾っていかねばならないと。計画を作るまでも作った後もとは思っております。

鄭委員：

住民参加のツールとしてワークショップを今年の10月から12月にかけて行うと伺っているの

ですが、人数とかちょっとした情報を今伺うことはできますか。そこからもかなりいろんなものを拾ったり、意見を収集できると思うのですけど。

事務局（開発景観課）：

市民のワークショップにつきましては、実際の所はまだ詳しい所であるとか、いつそれを住民の皆さんに周知していくかという所については詳しく決まっていらないような状況です。ただし、この協議会を進めるなかでも、住民の方々の意見は計画策定の段階である程度すくい上げていくことが必要かと考えていますので、この協議会と同時並行という形で進めさせて頂きたいと思っております。まだ人数とか地区については確定ではないのですけれども、新町古町地区であるとか川尻地区とか、今熊本市のなかでも町並み整備等を行っていますので、今後ご相談していきたいと思っている所です。

上村委員：

ワークショップはどのような内容でというのは何かあるんでしょうか。

事務局（開発景観課）：

内容的には、例えば地域の中で、先ほど上村委員の方からありましたけれども、まだこういう活動がありますよというようなお話ですとか、そういったものもぜひご提案頂きたいと思っておりますし、じゃあ例えばそういう活動を維持向上してくためには、どういう手法といたしますか、どういうことを今後やっていけば守っていけるかとか、地域の取組を今後進めていく中でこういった事業が考えられるかについても、お話しさせて頂きたいと思っております。

上村委員：

私もよくイベントをするのですけど、スケジュール的に厳しいのでは。ここで決めておかないとできないくらいのスケジュールではないのかなと。古町新町、川尻、あと他の地域を同時にやっていくのかどうか、ちょっと見えないかなと思っております。

吉村委員：

我々が出ないのか。

事務局（開発景観課）：

協議会の委員の方全員に参加して頂くことは、今のところは想定していません。

事務局（開発景観課）：

補足させて頂くとすれば、秋の例大祭とか忙しい時期に被ってくるのはあるのですが、私が考えているのは、いずれにしてもこの重点区域をこういう定義の中でこういうルールで定めるところになりますという事をまずやるのが先であると思っております、そのエリアがある程度、皆さんもご理解頂けるようなエリアになれば、その地区でのワークショップという風に考えています。既存のまちづくりの代表者の方々に集まって頂くとか、アドバイザー的に参加して頂くことは自由だと思っておりますし、いきなり開いても何を議論するんだということになると思うので、まずハード的なものについては、行政側として考えられる事業メニュー全てを挙げさせて頂いた上で、例えばその通りを活かすためには、建造物を活かすためには、こういう活動はという、まあ特にソフト的な活動を地図に落としていくことで具体にはまとめていきたい気持ちがあります。先ほど宮本委員からもあったように歴史的風致維持向上計画は、政令指定都市の中ではまだ3都市しか作っていない状況のなかで、次に熊本市が行こうということであれば、当然熊本市が全国にもこういったことやっていきますよというアピールが必要ですよ

で、大きな祭礼的なものはドーンと挙げるとしても、もう少し細かい地域に入ったような祭りなどは、活動の中でまとめさせて頂ければという風に、勝手に私が思っているだけなのでその辺もご意見聞きながら、ハード的なものは行政主導型で提案させて頂いて、これをやるんだったらこういったものもという所をちょっとご意見頂ければ、こういう活動があるよという情報収集に入っていきたいという風に思っております。

猪飼会長：

他にご意見あればどうですか。

おそらく具体的に作りあげていくためには、中身を豊かにする情報と分析が必要になると思いますので、これを地域の人たちと一緒に作っていくという方向で、協議会を通してちゃんとお手伝いできればと思いますので。地域の人たちの話を聞くような場合もなるべく早く通知をして、多くの人に集まって頂けるように、行政としても心がけて頂くということをお願いしたいとお思います。

今日、議論すべき所は大体こういう所ではないかなと思いますが、これだけはどういうような事があれば、少し出して頂きたいと思います。なければ、次回以降具体的な議論になると思いますが、今日は全貌と協議会の目的が共有できればという所であったと思うので、そろそろこれで終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。長時間ありがとうございました。

以上